

## 第431回佐賀地方最低賃金審議会

1. 日時 令和4年3月15日(火) 13時30分～

2. 場所 佐賀第2合同庁舎 共用大会議室

3. 出席者

公益委員	安 德 弥 生
	甲 斐 今日子
	富 田 義 典
	松 本 さぎり
	安 永 治 郎

労働者代表委員	草 場 義 樹
	小 池 和 明
	矢ヶ部 教 馬
	吉 岡 保 博

使用者代表委員	八 谷 浩 司
	平 野 智 子
	淵 上 正 樹
	松 永 智 彦

事務局	
労働局長	加 藤 博 之
労働基準部長	川 辺 博 之
賃金室長	野 村 徹 哉
賃金指導官	河 野 有 美
賃金調査員	大 石 義 典
賃金調査員	伊 東 怜 奈

賃金指導官

定刻となりました。

審議に入ります前に、事務局からご報告をいたします。本日は、草場薫委員、江島委員がご欠席ではございますが、本審議会が最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数の10名に達していることを、ご報告申し上げます。

なお、本日は司法修習生1名と当局職員3名が傍聴をさせていただいております。ご了承いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、会長、議事の進行をお願いいたします。

富田会長

ただ今から、「第431回佐賀地方最低賃金審議会」を開催いたします。各委員の皆様には年度末のお忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

まず、佐賀労働局長からご挨拶をお願いいたします。

よろしく願います。

労働局長

冒頭にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、第431回佐賀地方最低賃金審議会にご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

今年度は、中央最低賃金審議会において、新型コロナウイルス感染症の感染状況は予断を許さないものの、ワクチン接種が開始されるなど、少なくとも昨年度とは審議の前提となる状況が異なり、また、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を実現させることなどを重視する必要があることなどから、最低賃金額改定の目安額が、全てのランクで28円という目安額が示されました。

佐賀県最低賃金につきましては、佐賀の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小についても勘案し、適切にご審議をいただき、29円引き上げの答申をいただきました。

また、特定最低賃金につきましても、申出3業種で、26円、28円、29円の引き上げの答申をいただいたことは、いずれも皆様方の慎重かつ熱心なご審議をいただいた結果と思っております。

この1年間の皆様の数々のご尽力について、厚く御礼申し上げます。

私ども佐賀労働局といたしましては、最低賃金額の積極的な周知や最低賃金引上げに向けた生産性向上に取り組む企業に対する、支援に取り組んでいるところでございます。

来年度も、最低賃金制度の円滑な運営を最重点課題に位置付けまして、「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備と生産性の向上、この実現に向けまして、労働局内一丸となって総合的な行政展開を推進してまいり所存でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

富田会長

ありがとうございました。

それでは、議事次第をご覧ください。議事次第にしたがいまして、議事を進めてまいります。

まず、議事次第(1)の「特定最低賃金専門部会の改正審議経過報告について」でございます。

特定最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項が適用されておりましたので、専門部会の議決を審議会の議決として、結審日に佐賀労働局長あて答申し、すでに発効しております。

また、一般機械器具製造業関係最低賃金につきましては、令和3年11月1日に開催された「第430回佐賀地方最低賃金審議会」において、専門部会の審議等の報告、議決後に佐賀労働局長あて答申を行い、すでに発効しております。

本日は、既に前回の審議会で報告が終わりました、一般機械器具製造業関係最低賃金を除く、2つの専門部会の部会長から、それぞれの審議経過について報告をしていただきまして、ご意見、ご質問をいただいて報告とさせていただきますこととなります。

それではまず、電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会について、甲斐部会長から経過報告の説明をお願いいたします。

甲斐会長代理(電気機械部会長)

それでは、電気機械器具製造業関係最低賃金専門部会金額審議の経過について、ご報告申し上げます。お手元の資料は、1ページから4ページに内容が書かれております。

まず、令和3年8月26日に開催されました第429回佐賀地方最低賃金審議会において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けて、第1回佐賀県最低賃金専門部会を令和3年10月11日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行いました。経済統計資料とか賃金調査

結果等について確認をした後、労使同席の下で労使双方から今年度の金額審議に係る基本的な考え方について、意見表明が行われました。

その後、令和3年10月19日と合計2回にわたり金額審議を重ねました。

当初は、労使の意見に隔たりがありましたが、各委員の皆様の熱心なご審議とご理解により、第2回佐賀県最低賃金専門部会において全会一致にて結審することができました。同日付けをもって、佐賀労働局長あて答申を行いました。

資料の3ページをご覧ください。

改正されました最低賃金額は、時間額は867円で、28円の引上げでございます。発効日は、令和3年12月18日に法定どおりすでに発効しております。

以上、報告申し上げます。

富田会長

ありがとうございました。

皆様、申し訳ございません。これから、陶磁器・同関連製品製造業の報告をしていただきますが、陶磁器関係の報告が終わった後に、ご意見、ご質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、続きまして、陶磁器・同関連製品製造業最低賃金専門部会の報告を安徳部会長にお願いたします。

安徳委員（陶磁器部会長）

それでは、陶磁器・同関連製品製造業最低賃金専門部会金額審議の経過について、報告いたします。

お手元の資料の、5ページから7ページをご参照下さい。

去る令和3年8月26日に開催されました第429回佐賀地方最低賃金審議会において、佐賀労働局長より金額改正の諮問がありました。

それを受けて、第1回佐賀県最低賃金専門部会を令和3年10月8日に開催し、部会長及び部会長代理の選出を行い、経済統計資料、賃金調査結果等について確認をした後、労使同席の下で労使双方から、今年度の金額審議に係る基本的な考え方について、意見表明が行われました。

各委員の皆様の熱心なご審議とご理解により、第1回佐賀県最低賃金専門部会において全会一致にて結審し、同日付けをもちまして、佐賀労働局長あて答申を行いました。

資料の6ページにございますように、改正されました最低賃金額は、時間額は822円で、29円の引上げ。発効日は、令和3年12月9日に法定どおり発効しております。

以上、報告といたします。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今、2つの佐賀県最低賃金専門部会の部会長から審議経過につきまして報告がありました。各委員の皆様、何かご意見、ご質問がございましたら、どうぞお出してください。

(質問、意見なし)

富田会長

ご意見等がございませんようでしたら、議事次第(2)「特定最低賃金改正に係る意向表明について」について、事務局より説明をお願いします。

賃金室長

それでは、資料の15ページをご覧いただきたいと思います。

2022年1月26日

U A ゼンセン佐賀県支部  
電機連合電機佐賀地域協議会  
セミックス産業労働組合連合会西九州地方本部

「2022年特定(産業別)最低賃金の改正の意向表明について」

佐賀県における現行の特定(産業別)最低賃金3業種について、下記のとおり賃金改定の意向表明を行います。

金額改定を申し出る主たる理由は、産業別の一般労働者賃金と最低賃金格差が大きいこと、2022年春季生活闘争で一般労働者の賃上げ要求書が提出され、賃金改善が行われる状況にあることです。

記

1. 佐賀県一般機械器具製造業関係最低賃金  
申出者 U A ゼンセン佐賀県支部  
支部長 俣野 勝敏

## 2. 佐賀県電気機械器具製造業関係最低賃金

申出者 電機連合電機佐賀地域協議会  
議長 古賀 敬宏

## 3. 佐賀県陶磁器・同関連製品製造業

申出者 セミックス産業労働組合連合会西九州地方本部  
執行委員長 草場 薫

以上の3業種から意向表明が提出されております。  
事務局からは以上です。

### 富田会長

労働者代表委員の方から、意向表明につきまして補足等がございましたら、  
お願いします。順番といたしましては、例年どおりの順番で、意向表明がござ  
いましたら一般機械、電気機械、陶磁器の順番でお願いいたします。

### 小池委員

労働者代表委員の小池です。よろしく申し上げます。

一般機械器具製造業関係の賃金改定について、意向表明をしておりますけれ  
ども、今、春闘の真最中でして、政治も経済界も日本の賃金は低いという状況  
の中で、一般産業は鋭意賃上げを交渉している最中でございます。

やはり一般機械器具製造業においてもそれに負けないくらい賃金を上げる  
必要性がある、というのがひとつ。特に、佐賀県のものづくり産業については、  
今のコロナ禍が終わった後の産業の育成という意味で、ものづくりというもの  
をベースにもっと賃金を上げてやらないと、佐賀県からの雇用の流失、更には  
佐賀県の経済の発展を含めて非常に重要な意味があると思ひまして、今回、一  
般機械器具製造業についても改定をお願いしたいということで、意向表明の補  
足としたいと思ひます。

以上です。

### 矢ヶ部委員

電気機械器具製造業関係ということで、矢ヶ部の方から意向表明についてご  
説明をしたいと思ひますが、先ずもって、今年度の特定最低賃金の審議に当た  
っては、使用者側の松永委員、淵上委員、蒲原委員の方から、非常に前向きな  
金額を提示していただいて、労働者側としても非常にありがたい言葉をいただ  
いたので、まずは御礼を申し上げたいと思ひます。

来年度以降は、どうなるかはわかりませんが、お互い真摯な意見をぶつけて前向きな回答になるような審議会にしたいなと思っております。

電気のほうは、明日が大手の集中回答日となっております、明日の回答になってみないとわかりませんが、引上げが予定をされております。

労働組合が意向表明を提出して、労働組合がない一般の労働者についても、賃金の引上げがなされるように、私たちが努力していきたいと思っておりますので、先ずもって、意向表明ということで今年もやっていきます、ということの表明にさせていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### 草場（義）委員

それでは、陶磁器の方は草場が申し上げさせていただきます。陶磁器にお勤めの草場薫委員の方が、春闘関係での交渉事もございまして、急遽来られないということで、私がおその内容を聞いておりますので、代弁させていただきますと思います。

コロナの影響で、やはり陶磁器としても非常に厳しいという状態にございます。これは企業もですけれども、労働者も賃金が低いということで、とにかくどちらとも厳しい状況にあるということでございます。

ただ、うれしい情報もございまして、有田陶器市が今年はやれる見通しで今進んでいるということでございまして、非常に会社の方も労働者も期待をされていて、少しは今までよりは利益が上がるのではないかとということで、期待に胸を膨らましている状況でありますということでございました。

そういった意味で、活性化を少しでも期待をしつつ、労働者も頑張っているということから、企業の存続を図るということはもちろん重要でございますけれども、労働者の賃金も同時に引き上げていくということも、しっかりと話し合いの中でやっていければということで、預かっているところでございます。

また、近隣の長崎県の波佐見焼等々の最低賃金と比較しますと、有田の方が低いということでいけば、やはり、波佐見は長崎県といいながらも有田と同一地区にあるといっても過言ではない距離でございますので、そういったところを意識しながら、やっていかなければならないということで、引き続き審議のほどをお願いしたいということで、預かっておりますのでご報告させていただきます。

以上です。

富田会長

ありがとうございました。

特に、労働者側に更なる補足はございませんね。それでは、使用者側の皆さんからご意見がございましたら、お願いいたします。

八谷委員

よろしいでしょうか。

富田会長

どうぞ。

八谷委員

意見ということではございませんが、私自身、一般機械器具製造業関係と陶磁器・同関連製品製造業の審議に入っておりました。

一般機械器具製造業関係は、昨今の状況を見ても、製造業そのものは好調であるとは思いますが、しかしながら、外的要因として国際情勢の不安定さ、それから原油高、そして何よりもコロナに起因すると思われる半導体不足、こういったところから製造そのものが、きちっと回っていないというところが多々出てきております。それが業績にどういう風に今後影響してくるのかということも、しっかりと見極めながら、企業の存続を考え、そして従業員の皆さんたちの生活をみるという、そういう両面からしっかりと考えを持って、この最低賃金の審議の方に2022年度も入っていきたいと思います。

それから、陶磁器・同関連製品製造業についても、やはり有田地区は佐賀県の伝統産業として重要であるということは、私たちも認識しておりますし、私自身も商工会議所という立場でありますので、有田地区にも同じ商工会議所があります。そちらからの情報も、逐一入ってまいりますので、そういった状況をみながら、少しでも改善できるような道筋が見えればなあという風に思っておりますので、また、2022年度もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

富田会長

ほかにございませんでしょうか。

(意見等なし)

富田会長



それでは、議事次第(2)「特定最低賃金改正に係る意向表明について」は、以上とさせていただきます。

次に議事次第(3)「その他」についてですが、事務局の方から何かございますでしょうか。

賃金室長

私の方からは、資料の説明ということで全部ではないですけれども、させていただきますと思います。

今回、資料としては、例年どおりの資料、特定最低賃金、地域別最低賃金、全国の状況、目安額の推移などを付けさせていただきます。

私から説明するのは、17ページと18ページでございます。

まず、17ページの「令和3年度改定最低賃金額の周知・広報の実施結果等の報告」ということで、昨年も報告させていただいて、昨年は結果があまり芳しくないのお叱りをいただいたところであったのですが、まず、上の方を見ていただいて、広報誌への広報依頼結果というのがございます。この中に、都道府県と市町村というのが、上の方にあると思います。

佐賀県については、地域別最低賃金、特定最低賃金ともに広報誌、ホームページに掲載をしていただきました。

市町については、地域別最低賃金が広報誌20の内19市町、ホームページが16市町で掲載していただきましたが、広報誌には載っていないがホームページには掲載ありというところがございます。地域別最低賃金については、すべての市町で、いずれかで掲載していただいたところがございます。

特定最低賃金については、同じく広報誌が16市町、ホームページが14市町ということになっておりまして、いずれかに掲載していただいた市町が18市町ということになっております。

先ほど、お叱りをいただいたということを言いましたけれども、昨年の状況について簡単に触れさせていただきますと、資料には付けていませんけれども、地域別最低賃金の広報誌が14件、ホームページが13件、特定最低賃金の広報誌が11件、ホームページが7件というような状況でございました。

今年は、その結果を受けて積極的な督促を行った結果、大幅な増加になったと思っております。

また、督促の過程で、広報内容をデータで送付すれば、速やかにホームページに掲載していただいたところが多くありまして、今年までは、郵送のみで広報依頼を実施してありましたが、来年度からは、地方自治体にはメールによる依頼も併せて実施するというのを予定しております。

また、この表の一番下から4番目くらいに有線放送というのがあります。こ

れの見方ですが、有線放送の右に「1」と入っておりますが、これは依頼した件数ではなくて、依頼したということの「1」でありまして、「0」が依頼していない場合が「0」ということになります。その右に、主体「2」とありますけれども、主体の「2」というのは労働基準監督署が主体となってやりましたということを示しております。この有線放送については、4つ労働基準監督署があるわけですが、4つある労働基準監督署に佐賀労働局から依頼をしまして、その依頼した結果、佐賀県内9つのケーブルテレビで最低賃金改定について取り上げていただいたという結果になっておりまして、そのうち3局については、労働基準監督署の職員が直接出演して最低賃金の改定とか業務改善助成金のPRを行ったことになっております。

次年度についても、引き続き積極的な広報に努めてまいりまして、特定最低賃金もまだ2つ載っておりませんので、そこも潰していきたいと考えております。

次に、18ページでございますけれども、令和3年度の業務改善助成金交付決定実績ということで、今年の2月末までの状況を付けさせていただいております。(1)の業務改善助成金決定状況を見ていただければ一目瞭然ですが、ここに7年分載っております。令和3年度は件数、金額ともに、ここにある限りでは最高という金額になっております。過去を調べたら、令和3年度が過去最高ということではないので、支給要件とか変わっておりますので、一概には比較できませんけれども、ここ最近では、令和3年度は高い数字になっておりますということでございます。これについては、今年の最低賃金の引き上げ額が29円と高かったことや、助成金の要件の緩和、拡充がされたことなどが要因として考えられております。

また、佐賀労働局においても、昨年の異議審の翌日の8月27日から9月17日まで、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に業況が厳しい中小企業・小規模事業場の最低賃金の引き上げに関する各種助成金特別相談窓口を雇用環境・均等室に設置しました。業務改善助成金についても、それに併せて個別説明会も実施したということになっております。担当者から聞いたところでは、窓口において実施した業務改善助成金に関する相談は11件寄せられて、そのうち7件が申請に至ったということでした。

今後も、各種助成金などについて、引き続き周知・広報に努めてまいりたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。

富田会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

草場（義）委員

いいですか。

富田会長

はい。どうぞ。

草場（義）委員

一番最後のところで、令和3年度の実績が38件で金額がご覧のとおりということで、説明の中に29円アップということの影響もあり、ということをおっしゃっていただきましたが、感覚的なものなのか、何か実態調査でそういう表現があって、それを基に言われたのか、そこを確認したいのですが。

賃金室長

確かな数値というのはないですが、昨日、直接の担当者に何で38件になったのと聞いたところ、回答が先ほど私が説明したような話でございました。

草場（義）委員

根拠はわからない中での発言であるということでもいいですか。例えば、周知徹底を図った結果とかいうものではなくて、いろんなケースがあると思いますが、これがあつたからというものではないということですね。29円アップというのが気になったので、そういう実態調査をされて言われているのかなというところの確認でございましたので、その根拠というの、特段ないということですか。

労働局長

若干ですね、こういう取り組みをしたから何件増えたということではないですけど、例えば、中小企業団体中央会様とか商工会議所様のところにお伺いしまして、特別の助成金の説明をする時間を確保させていただいて、この制度の周知に努めたということ。それから個別相談会を開催して、申請のサポートをしてあげられるような体制を組んで、先ほど言いましたように、11件の相談の内7件申請に結び付いたというのは、なかなか中小企業の方は、申請書を作るのは難しいというふうにおっしゃられて、行政の方で手助けをしたということ。

それから、もう一つは引上げ額が29円ということでしたので、業務改善助

成金の対象となる企業とか事業所が殆ど対象になるということ。ですから、あとはどういうふうな業務効率化のために投資をされたかによって、申請できるかできないかということです。対象が、殆どの事業所が対象になったということが要因かなと思っております。

草場（義）委員

よく分かりました。ありがとうございました。

富田会長

ほかにございませんでしょうか。

（意見等なし）

富田会長

よろしいでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、本日の審議会はこれで終了いたします。

なお、本日の議事録の署名につきましては、労働者側草場（義）委員、使用者側八谷委員にお願いします。

委員の皆様、本日はありがとうございました。

閉会

会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---